

第61回 定時株主総会 招集ご通知

2018年4月1日～2019年3月31日

日時 2019年6月27日（木曜日）午前10時

場所 名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

アイホン株式会社

証券コード：6718

当社の経営理念

われわれの合言葉

自分の仕事に責任を持って
他人に迷惑をかけるな

「われわれの合言葉」は、社会人・産業人としてのあるべき人間像を示し、これを鏡として一人ひとりが自らを律していこうとする思いを表しています。

わが社の指針

- 一、われらは常に和の精神に生き、共存共栄をめざす。
- 二、われらは互いに助け合い、信頼しあう人格をつくる。
- 三、われらは知識をみがき経験をつみ、技術の向上をはかる。
- 四、われらは創意を以ってよき製品をうみ、社会に奉仕する。
- 五、われらは健康明朗なる社風をつくり、会社の繁栄、社員の生活向上を期す。

目次

■ 第61回定時株主総会招集ご通知	P.1
■ 事業報告	P.2
■ 連結計算書類	P.28
■ 計算書類	P.31
■ 監査報告書	P.35
■ 株主総会参考書類	P.39

株 主 各 位

名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル
アイホン株式会社
代表取締役社長 加藤 康次

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第61期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は株主総会を当社役員及び係員が、ノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただく予定です。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aiphone.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

① 連結計算書類の「連結注記表」 ② 計算書類の「個別注記表」

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aiphone.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018 年 4 月 1 日から
2019 年 3 月 31 日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、海外経済に先行き不透明感があるものの、企業収益が高水準で推移し雇用情勢も引き続き改善が見られる等、総じて緩やかな景気回復が続きました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、日本国内におきましては、既存の集合住宅や病院・高齢者施設等のインターホン設備等の更新需要が拡大いたしました。海外市場におきましては、米国では業務市場を中心にセキュリティニーズが高く、引き合いが増加いたしました。

このような状況の中で、当社グループはお客様のニーズに応えるべく、引き続き新製品の開発と積極的な営業活動を展開して業績の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高463億3千7百万円（前連結会計年度比2.7%増）、営業利益27億1千2百万円（同3.3%減）、経常利益28億5千2百万円（同0.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益等を計上したことにより22億8千7百万円（同49.1%増）となりました。

(i) 日本セグメント

住宅市場につきましては、戸建住宅におきまして、新築では当社の納入時期にあたる住宅着工戸数が前期とほぼ同水準となる中、他社との競争激化により売上は前期から減少いたしました。一方、リニューアルではワイヤレステレビドアホンの販売が好調に推移し売上が増加いたしました。しかしながら新築の減少幅が大きく、戸建住宅全体としての売上は前期から減少いたしました。

集合住宅につきましては、新築では当社の納入時期にあたる住宅着工戸数が減少したことに伴い、前期まで賃貸物件におきまして販売が好調であった小規模マンション・アパート向けシステムの販売が伸び悩んだものの、分譲物件におきましてデザイン性を高めた新商品の販売が好調に推移し、売上は前期並となりました。一方、リニューアルでは第6次中期経営計画におきまして戦略的な営業活動を進めてきた賃貸物件への販売が引き続き好調であったことに加え、分譲物件におきましても従来の商品から「使いやすさ」や「施工性」をさらに進化させた新商品を発売したことにより、販売が好調に推移し、売上は増加いたしました。この結果、集合住宅全体の売上は、増加いたしました。

ケア市場につきましては、新築では当社の納入時期にあたる病院着工件数が減少する中、受注プロセス管理強化による効果的な営業で病院への販売は増加したものの、施設や高齢者住宅におきまして介護従事者の人員不足等により納入対象となる物件数が低調に推移するとともに、新規参入や他社の攻勢の影響により、売上は減少いたしました。一方、リニューアルでは大型病院や高齢者施設を中心とした業務効率改善のニーズを背景にIPネットワーク対応ナースコールシステムの販売が引き続き好調に推移したことにより、売上は増加いたしました。この結果、ケア市場全体の売上はほぼ横ばいとなりました。

業務市場につきましては、従来の商品に新たな機能を追加し、また機種を拡充して10月に発売したIPネットワーク対応インターホンシステムの市場評価が高く販売は好調に推移いたしましたが、前期に重なった首都圏の大型再開発物件の納入が一段落した影響から、売上は減少いたしました。

これらの結果、日本セグメントの売上高は415億9百万円（前連結会計年度比2.9%増）、営業利益につきましては、21億1千万円（同12.4%増）となりました。

(ii) 北米セグメント

アメリカの販売子会社であるアイホンコーポレーションにつきましては、集合住宅向けシステムの販売が伸び悩みました。しかしながら、依然として高い水準にあるセキュリティニーズを背景に、新たに発売したIPネットワーク対応インターホンシステムやテレビドアホンが学校や公共施設等を中心に販売が好調に推移したことにより、売上は増加いたしました。

これらの結果、北米セグメントの売上高は76億6千8百万円（前連結会計年度比8.5%増）となりました。また、営業利益につきましては、グループ間取引価格の変更の影響等もあり3億4千9百万円（同40.3%増）となりました。

(iii) 欧州セグメント

フランスの販売子会社であるアイホンS.A.S.につきましては、フランス、ベルギー市場におきましてテレビドアホンの戦略的な営業活動により、戸建住宅市場における販売は好調に推移いたしました。また、集合住宅市場におきましては公団住宅等を中心に集合住宅向けシステムの積極的な提案活動が功を奏し、販売が好調に推移いたしました。

イギリスの販売子会社であるアイホンUKにつきましては、セキュリティニーズを背景に公共施設等へのIPネットワーク対応インターホンシステムやテレビドアホンの販売が好調に推移したものの、集合住宅向けシステムの販売が伸び悩み、売上は減少いたしました。

これらの結果、欧州セグメントの売上高は36億9千3百万円（前連結会計年度比3.4%増）、営業利益は6千8百万円（同8.4%増）となりました。

(iv) タイセグメント

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（タイランド）は、当社グループ向けに製品等を生産・出荷しております。当連結会計年度におきましては、売上高は80億8千9百万円（前連結会計年度比1.7%増）となりましたが、グループ間取引価格の変更の影響等もあり営業利益は1億5千2百万円（同46.1%減）となりました。

(v) ベトナムセグメント

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（ベトナム）は、当社グループ向けに製品等を生産・出荷しております。当連結会計年度におきましては、売上高は27億4千3百万円（前連結会計年度比2.0%増）となりましたが、グループ間取引価格の変更の影響等により営業利益は7千9百万円（同12.6%減）となりました。

(vi) その他

報告セグメントに含まれない販売子会社といたしまして、シンガポールの販売子会社であるアイホンP T E.におきましては、業務市場向けシステムの販売は好調に推移いたしましたが、集合住宅の着工戸数の減少、他社との競争激化により集合住宅向けシステムの販売が減少し、売上は減少いたしました。

オーストラリアの販売子会社であるアイホンP T Yにおきましては、業務市場向けシステムの販売は好調に推移いたしましたが、新築住宅着工戸数の減少や他社との競争激化により新築住宅市場での販売が伸び悩み売上は減少いたしました。

これらの結果、セグメントに含まれない販売子会社におきましては、売上高は8億5千3百万円（前連結会計年度比13.3%減）となりました。また、中国の販売子会社である愛峰（上海）貿易有限公司の清算の影響により営業損失は2千5百万円（前連結会計年度は営業損失4千万円）となりました。

（なお、販売子会社である愛峰（上海）貿易有限公司につきましては、当社グループ全体の経営効率の向上を目的として、2017年12月から解散手続きを進め2019年2月に清算終了いたしました。）

② 企業集団の設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度の設備投資総額は13億4百万円で、主としてベトナムの工場拡張や日本及びタイ並びにベトナムでの生産に伴う金型や生産設備の更新等への投資であります。

設備投資の所要資金は全額自己資金で充当しております。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分 \ 期 別	第 58 期 (2016年 3 月期)	第 59 期 (2017年 3 月期)	第 60 期 (2018年 3 月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (2019年 3 月期)
売 上 高	42,670	43,854	45,113	46,337
経 常 利 益	3,429	2,790	2,859	2,852
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	3,299	2,073	1,533	2,287
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	202円26銭	127円10銭	94円02銭	140円22銭
総 資 産	52,198	54,146	54,634	57,497
純 資 産	43,544	44,218	46,035	47,314
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,590円37銭	2,710円89銭	2,822円34銭	2,900円90銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分 \ 期 別	第 58 期 (2016年 3 月期)	第 59 期 (2017年 3 月期)	第 60 期 (2018年 3 月期)	第 61 期 (当事業年度) (2019年 3 月期)
売 上 高	38,465	39,802	40,325	41,509
経 常 利 益	2,415	2,427	2,112	2,285
当 期 純 利 益	2,312	1,659	981	1,751
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	141円74銭	101円73銭	60円17銭	107円40銭
総 資 産	45,492	48,463	48,267	49,825
純 資 産	38,152	39,590	40,656	41,086
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,338円93銭	2,427円20銭	2,492円60銭	2,519円05銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権率	主要な事業内容
アイホンコーポレーション	アメリカ ワシントン州	82,500 米ドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の 北米における販売
アイホンS.A.S.	フランス リス	7,526,450 ユーロ	100.0%	当社の電気通信機器製品の 欧州における販売
アイホンPTY	オーストラリア シドニー	3,700,000 豪ドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の オセアニアにおける販売
アイホンPTE.	シンガポール	1,300,000 シンガポールドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の シンガポール及びマレーシ アにおける販売
アイホンUK	イギリス ロンドン	2,400,000 英ポンド (注) 1	100.0%	当社の電気通信機器製品の イギリス及びアイルランド における販売
アイホンコミュニケーションズ (タイランド)	タイ チョンブリ県	350,000,000 バーツ	100.0%	当社の電気通信機器製品の 生産
アイホンコミュニケーションズ (ベトナム)	ベトナム ビンズン省	18,080,000 米ドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の 生産

(注) 1. 2018年9月に800,000英ポンドの増資をしております。

2. 当社グループ全体の経営効率の向上を目的として、2017年12月から解散手続きを開始してしました愛峰(上海)貿易有限公司につきましては、2019年2月に清算終了しております。

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきまして、国内市場におきましては、新築住宅の住宅着工戸数は戸建住宅・集合住宅ともに縮小していく傾向が予測されます。また、病院市場の新設着工件数も増加することは期待できず、高齢者施設等におきましても高齢者の増加で需要自体は拡大するものの、介護従事者の人員不足等により市場環境といたしましては厳しい状況が予測されます。

しかしながら、住宅におきましては引き続き戸建住宅・集合住宅ともにリニューアル需要は拡大することが予測されます。戸建住宅におきましては高い評価をいただいているワイヤレステレビドアホンに加え、新商品の投入によって販売を拡大してまいります。集合住宅におきましては、分譲物件では引き続き管理会社への営業活動を強化してまいります。賃貸物件におきましても、全国の賃貸管理会社との関係を強化し、引き続き小規模マンション・アパート向けシステムの販売を拡大してまいります。

ケア市場におきましても設備更新の需要は拡大が予測される中、人員不足といった課題をIPネットワーク対応ナースコールV i - n u r s eの提案で解決し、提供価値の拡大につなげてまいります。

海外市場におきましては、セキュリティニーズはさらに高まるものと予測し、北米・欧州を中心に、新商品の市場浸透を進め販売の拡大につなげてまいります。また住宅市場、業務市場ともにIPネットワーク対応商品のニーズのさらなる加速が予測されるため、それぞれの国や地域に求められるニーズに合わせ、地域に密着した営業活動を行い、新商品の開発につなげてまいります。

生産面におきましては、ITやロボット活用による合理化やグループ全体最適の観点による生産体制の構築を進め、タイムリーで安定した商品供給と利益の創出につなげてまいります。

今年度からスタートする第7次中期経営計画（2019年度～2021年度）におきましては、コミュニケーションとセキュリティの技術とサービスを通して人々のくらしやはたらく人々の、「安心・安全・快適」「生産性と価値の向上」を提供する企業を目指し、グループ一丸となって経営目標の達成に邁進してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2019年3月31日現在)

- ① 通信機器、音響機器、電子応用機器並びに各種電気機器の製造、据付工事、請負、修理、売買及び輸出入
- ② 情報通信、情報処理及び情報提供のサービス並びにインターネットの接続仲介業
- ③ コンピューターシステム機器及びソフトウェアの設計、開発並びに販売
- ④ 前各号に附帯する一切の業務

上記の主な製品群は、戸建住宅向け、集合住宅向け、医療・福祉施設向け、オフィス・工場向けのインターホンシステムであります。

(6) **主要な事業所及び工場** (2019年3月31日現在)

① 当社

本 社 名古屋市中区

支 店

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市東区	名古屋支店	名古屋市中区
東北支店	仙台市宮城野区	大阪支店	大阪市中央区
北関東支店	さいたま市北区	中・四国支店	広島市西区
東京支店	東京都文京区	九州支店	福岡市博多区
横浜支店	横浜市戸塚区		

営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
盛岡営業所	岩手県盛岡市	金沢営業所	石川県金沢市
郡山営業所	福島県郡山市	静岡営業所	静岡市葵区
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市	京都営業所	京都市伏見区
新潟営業所	新潟市中央区	神戸営業所	神戸市兵庫区
長野営業所	長野県長野市	岡山営業所	岡山市北区
東京東営業所	東京都足立区	高松営業所	香川県高松市
東京南営業所	東京都世田谷区	北九州営業所	北九州市小倉南区
多摩営業所	東京都立川市	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
千葉営業所	千葉市花見川区		

開発拠点

名 称	所 在 地
開発センター	名古屋市熱田区

生産拠点

名 称	所 在 地
豊田工場	愛知県豊田市

② 重要な子会社

重要な子会社につきましては「(3)重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

(7) **使用人の状況** (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,947名	1名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 上記以外の臨時の使用人数は123名 (期中平均) であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,062名	4名増	38.3歳	13.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 上記以外のグループ子会社への出向者数は29名であります。
3. 上記以外の臨時の使用人数は123名 (期中平均) であります。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 80,000,000株
②発行済株式の総数 18,220,000株 (自己株式1,909,567株を含む)
③株主数 2,772名
④大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イチカワ株式会社	2,250	13.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,209	7.41
アイホン従業員持株会	718	4.40
株式会社みずほ銀行	526	3.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	507	3.11
日本生命保険相互会社	490	3.00
市川周作	445	2.72
第一生命保険株式会社	430	2.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	420	2.57
住友生命保険相互会社	364	2.23

(注) 当社は自己株式1,909,567株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
※取締役社長	市川周作	海外営業本部長、関係会社管理室担当
取締役	寺尾浩典	経営企画室長、経理部担当、総務部担当、商品企画室担当
取締役	和田健	経営企画室副室長
取締役	加藤康次	技術本部長
取締役	入谷正章	
取締役	山田潤二	
常勤監査役	小島明宏	
監査役	立岡 亘	
監査役	石田喜樹	
監査役	加藤正樹	

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 2018年6月28日開催の第60回定時株主総会において、新たに小島明宏氏が監査役に選任され就任いたしました。また、同氏は同総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。
3. 2018年6月28日開催の第60回定時株主総会の終結の時をもって、取締役加藤淳夫氏、取締役谷口尚弘氏、取締役平児敦夫氏、常勤監査役高橋昭二氏は任期満了により退任いたしました。
4. 取締役入谷正章氏及び取締役山田潤二氏は、社外取締役であります。
5. 監査役立岡 亘氏及び監査役石田喜樹氏並びに監査役加藤正樹氏は、社外監査役であります。
6. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

取締役社長市川周作氏は、アイホンコーポレーションの取締役、アイホンS.A.S.の取締役、アイホンPTYの取締役、アイホンPTE.の取締役、アイホンUKの取締役、アイホンコミュニケーションズ(タイランド)の取締役、アイホンコミュニケーションズ(ベトナム)の取締役会長、アイホンコミュニケーションズ株式会社(非連結子会社)の取締役を兼務しております。

7. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「③ 社外役員に関する事項」に記載しております。
8. 監査役加藤正樹氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は取締役入谷正章氏、取締役山田潤二氏、監査役立岡 亘氏、監査役加藤正樹氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
10. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
市川周作	代表取締役社長執行役員兼海外営業本部長、関係会社管理室担当	代表取締役会長兼海外営業本部長、関係会社管理室担当	2019年4月1日
加藤康次	取締役執行役員技術本部長	代表取締役社長執行役員、商品企画室担当、監査室担当	2019年4月1日
寺尾浩典	取締役常務執行役員経営企画室長、経理部担当、総務部担当、商品企画室担当	取締役常務執行役員、経営企画室担当	2019年4月1日
和田 健	取締役執行役員経営企画室副室長	取締役執行役員経営企画室長、経理部担当、総務部担当	2019年4月1日

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	150百万円 (12百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	20百万円 (8百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (5名)	170百万円 (20百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末の取締役の人数は6名、監査役の人数は4名であります。上記の取締役及び監査役の人数と相違しておりますのは、2018年6月28日付で退任した取締役3名及び監査役1名を含んでいるためであります。
3. 取締役の報酬については、定款及び取締役会規程の定めに基づき、業績目標の達成及び企業価値向上への貢献並びに経済情勢等を勘案して決定しております。なお、その総額については1997年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分を含めない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

取締役 入谷正章

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

入谷法律事務所の代表である弁護士であり、住友理工株式会社の社外取締役、株式会社中央製作所の社外監査役及び東陽倉庫株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、愛知県公安委員会委員を兼務しておりましたが2018年10月10日付で退任いたしております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に13回中13回出席し、弁護士としての専門的見地に加え、他社社外役員としての豊富な経験と高い見識から、必要な発言を適宜行っております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役入谷正章氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

取締役 山田潤二

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

日本金属株式会社の社外監査役を兼務しておりましたが、2018年6月28日付で退任いたしております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に13回中13回出席し、他社社外役員としての豊富な経験と高い見識から、必要な発言を適宜行っております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役山田潤二氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役 立岡 亘

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の代表社員である弁護士であります。当社は弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所との間に顧問契約があります。

医療法人清慈会の理事を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

- (iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に13回中13回、監査役会に14回中14回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

- (iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役立岡 亘氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役 石田喜樹

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

石田国際特許事務所の代表である弁理士であります。当社は石田国際特許事務所との間に国内外の知的財産に関する委託業務の取引があります。

株式会社イシックス代表取締役社長であります。当社は株式会社イシックスとの間に海外の知的財産に関する委託業務の取引があります。

テクノサーチ株式会社の社外取締役及び豊証券株式会社の社外監査役を兼務しております。当社はテクノサーチ株式会社及び豊証券株式会社との間には特別の関係はありません。

- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

- (iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に13回中13回、監査役会に14回中14回出席し、弁理士としての経験に加え、自ら会社経営も行っており高度な見識と広汎な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

- (iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役石田喜樹氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役 加藤正樹

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

- (iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に13回中13回、監査役会に14回中14回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役加藤正樹氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートーマツリミテッド (Deloitte Touche Tohmatsu LLC.) のメンバーファームによる監査を受けております。

③ 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社で決定（2018年6月28日付）しております会社の「業務の適正を確保するための体制」は以下のとおりです。

- ① 当社の取締役及び使用人（以下、「当社の役職員」といいます。）並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イに定める「取締役等」をいいます。以下同じ。）及び使用人（以下、「子会社の役職員」といいます。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 経営理念に基づいた「アイホン行動規範」、「コンプライアンス規程」及び「行動規準に関する規程」を、当社の役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
 - (ii) 当社は、前項の徹底を図るため、リスク管理委員会を中心に当社の役職員への啓蒙や教育、社内体制の不具合の検証・整備を行う。
 - (iii) 当社の監査室は各部門・部署のコンプライアンスの状況を定期的に監査し、その結果を当社の代表取締役へ報告するとともに、コンプライアンスに関する問題点等があった場合にはリスク管理委員会においても報告する。
 - (iv) 法令上疑義のある行為等について当社の役職員及び子会社の役職員がコンプライアンス規程に定めるリスク管理担当責任者及び通報窓口に対して直接情報提供を行う体制を整え、運営する。
 - (v) 子会社においては、経営理念に基づいた「アイホン行動規範」を子会社の役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、当社に、これに関連するリスクを認識し、子会社の役職員への啓蒙や教育を図る。なお、職務執行の状況については当社の監査室または内部監査人が定期的に監査し、その結果を当社及び監査対象となった子会社の代表取締役及び関係者に報告する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「文書の保管及び秘密に関する規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」といいます。）に記録し保存する。
当社の取締役及び監査役は必要がある場合は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業集団全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき、企業集団全体のリスクあるいは各部門・部署において発生が予想される特有なリスクを検出、把握し、当該リスクに対する予防、発生時の対応についてマニュアル等を作成、整備するとともに、リスク管理委員会においてその有効性等について協議を行い、定期的に当社取締役会に報告を行う。

当社取締役会は当該報告の是非の検討、追加措置等の有無等を判断し、指示命令を与え逐次監視する。

また、重大なる緊急事態が発生した場合は、職制上のルート等を通じ、当社のリスク管理担当責任者に報告されるとともに、必要に応じ当社の代表取締役をはじめとする取締役会に報告され、速やかで適切なる対応をとることとする。

④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に定める項目により、当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行の効率性を確保する。

- ・当社取締役会における中期経営計画の策定。中期経営計画に基づく年度計画の策定・展開
- ・当社における取締役・執行役員・監査役を構成員とする経営会議等の会議体の設置
- ・当社における職務権限・意思決定基準等に係る規程の策定
- ・当社における経営会議及び取締役会による年度計画の進捗状況の確認
- ・子会社においては、職務執行に関わる権限規程を定めるとともに、月度報告及びグループ会議等による年度計画の進捗状況の確認及び報告

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社の取締役・各子会社の社長は、各部門または各社の業務執行の適正を確保する体制の確立と運用の権限と責任を有する。

(ii) 当社に關係会社管理室を設置し、各子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、監査室及び関係会社管理室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項について協力を要請することができるものとし、監査役から監査業務に必要な要請を受けた使用人は、その要請に関してもつばら監査役の指揮命令に従わなければならない、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないこととする。

- ⑦ 当社の役職員及び子会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者（以下、「子会社の役職員等」といいます。）が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(i) 当社の取締役は常勤監査役を通じて、監査役会において次に定める事項を報告することとする。

- ・ 経営会議で決議された事項
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・ 内部監査、リスク管理において重要な事項
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ 内部通報に関する事項
- ・ その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

(ii) 当社の使用人は前項に関連する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができることとする。

(iii) 子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととする。

(iv) 子会社の役職員等は、次の事項を発見した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告することとする。

- ・ 子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・ 内部監査、リスク管理において重要な事項
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ 内部通報に関する事項
- ・ その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

(v) 当社は上記 (i) 乃至 (iv) の報告に伴い報告者が不利な扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社の役職員及び子会社の役職員等に周知徹底する。

- ⑧ 当社の監査役の職務執行に伴い生じる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
- (i) 当社の監査役が職務執行に伴い必要とする費用またはその職務執行に伴い生じる債務については、監査職務の円滑な執行を図るため、その処理において当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、取締役等の制約を受けないこととする。
 - (ii) 当社の監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用または債務を処理することとする。
 - (iii) 当社の監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとする。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の取締役は、当社の監査役から当社の役職員への個別ヒアリングの機会の確保、独自に専門家を雇用する機会の確保、独自に調査する機会の確保を保障することとする。
- ⑩ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (i) 子会社の取締役等は、当社に対して取締役会議事録の写しの提出及びグループ会議による年度計画の進捗状況の報告、その他重要な事項を報告することとする。
 - (ii) 子会社の取締役等は、当社に対して月度報告による業績結果、業績見込み、人事、総務、市場情報等その他重要な事項について報告することとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるおそれのある反社会的勢力及び団体に対しては、警察、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携を取りつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用においては、法令及び社内ルールを遵守し、社会倫理に従って行動することを定めた「アイホン行動規範」を国内の各事業所に掲示するとともに、海外子会社に対しては現地従業員へ啓蒙を図るため「アイホン行動規範」及び「アイホングループ綱領」を翻訳し展開しております。また、より一層の理解・浸透を図るため経営理念をはじめとする経営フィロソフィー体系の見直し及び整備を行い、展開しております。また、代表取締役自らコンプライアンスに関するメッセージを年2回発信し、社内の啓蒙を進めております。

企業集団全体のリスク管理においては、担当取締役及び常勤監査役が適宜出席の下、リスク管理委員会を毎月開催し、各部門・部署におけるリスク及びその対応策についての報告及び確認並びに指示等を行っており、労務管理リスク及び情報セキュリティリスク並びにカントリーリスク等を含め、企業集団全体のリスク低減に努めております。また、災害発生時におけるBCP（事業継続計画）が適切に運用されるため、初動マニュアルの見直しを行い、改めて徹底するとともに、子会社に対しても展開を行っております。さらに、取締役会に対しても取り組み状況について定期的に報告を行っております。

取締役は、取締役会及び経営会議において年度計画の進捗状況の確認を行うとともに、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の決定及び業務執行に関する事項の報告を行うことにより、迅速かつ効率的な業務を行っております。また、子会社の状況については、年度計画に基づく活動状況を担当取締役及び関係部門が毎月子会社からの報告を受け確認を行っており、必要に応じて取締役会及び経営会議に報告を行っております。

内部監査の実施については、国内の各事業所においては監査室が年間の内部監査計画に基づき、職務の遂行にあたり遵守すべき諸規程の遵守状況について監査を行っております。子会社においては、「内部監査規程」に基づく内部監査人が、監査を実施し、担当取締役に報告するとともに必要に応じて常勤監査役にも報告しております。また、子会社の内部統制の向上を図るため、子会社の責任者が集まるグループ会議で改めて周知を行うとともに、関係会社管理室が適宜支援を行っております。なお、内部監査時に確認された内容については、監査室から担当取締役を通じて改善を求めるとともに、常勤監査役にも報告を行っております。

当社の監査役への報告としては、常勤監査役に対して取締役会及び経営会議等の会議体を通じて、適宜報告がされております。また、常勤監査役を通じて監査役会に対しても適宜報告がされております。報告体制の整備については、内部通報窓口として監査役への通報窓口を「コンプライアンス規程」にて定めるとともに、子会社の規程においても、当社監査役への通報ルールを定め、周知を図っております。また、外部通報窓口として2カ所の弁護士事務所に窓口を設け、実効性の確保に努めております。さらに、コンプライアンスやハラスメントについては前述の通報窓口以外に職場の相談窓口も設けており、必要に応じて監査役に報告する仕組みとしております。

反社会的勢力の排除については、「アイホン行動規範」に当社の姿勢を示し事業所内での掲示を行うことにより、社内での浸透を継続的に図っております。

(7) **会社の支配に関する基本方針**

当事業年度末日における会社の支配に関する基本方針の内容は以下のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下、「方針決定」といいます。）を支配する者の在り方については、原則として、株主の皆様が当社株式を自由な判断に基づいて取引された結果として決定されるものであると考えております。そして、当社は、上場企業として、多様な投資家の皆様に株主となっていただくことにより、様々なご意見が方針決定に反映されることが望ましいと考えております。

もっとも、昨今のわが国の資本市場においては、取締役会等会社経営陣の事前の承認を得ることなく大量に株式を買付けようとする事例が存在することも否定できません。その中には、ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、関係者に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、企業価値及び株主共同の利益にとって望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様の様々なご意見を方針決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えており、適宜必要な対応をいたします。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数・持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
なお、その他の比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	38,375	流 動 負 債	7,753
現金及び預金	15,645	電子記録債務	596
受取手形及び売掛金	9,803	買掛金	1,789
電子記録債権	2,122	リース債務	28
有価証券	901	未払法人税等	701
製品	4,302	製品保証引当金	290
仕掛品	1,820	その他	4,347
原材料	3,495	固 定 負 債	2,428
その他	354	リース債務	66
貸倒引当金	△68	再評価に係る繰延税金負債	118
固 定 資 産	19,121	退職給付に係る負債	362
有 形 固 定 資 産	8,976	その他	1,880
建物及び構築物	1,938	負 債 合 計	10,182
機械装置及び運搬具	847	純 資 産 の 部	
工具器具備品	1,036	株 主 資 本	45,162
土地	5,002	資本金	5,388
リース資産	88	資本剰余金	5,407
建設仮勘定	62	利益剰余金	37,640
無 形 固 定 資 産	0	自己株式	△3,274
投 資 其 他 の 資 産	10,145	その他の包括利益累計額	2,152
投資有価証券	7,065	その他有価証券評価差額金	1,865
繰延税金資産	1,662	土地再評価差額金	△438
その他	1,417	為替換算調整勘定	871
貸倒引当金	△0	退職給付に係る調整累計額	△145
資 産 合 計	57,497	純 資 産 合 計	47,314
		負 債 純 資 産 合 計	57,497

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		46,337
売上原価		25,426
売上総利益		20,910
販売費及び一般管理費		18,197
営業利益		2,712
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	130	
寮・社宅家賃収入	49	
受取ロイヤリティ	150	
その他	79	451
営業外費用		
支払利息	5	
売上割引	232	
為替差損	36	
その他	36	311
経常利益		2,852
特別利益		
固定資産売却益	8	
為替換算調整勘定取崩額	17	
投資有価証券売却益	148	175
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	4	
投資有価証券評価損	27	35
税金等調整前当期純利益		2,992
法人税、住民税及び事業税	904	
法人税等調整額	△198	705
当期純利益		2,287
親会社株主に帰属する当期純利益		2,287

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018 年 4 月 1 日から
2019 年 3 月 31 日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	5,388	5,407	35,875	△3,273	43,398
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△521		△521
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 益 当 期 純 利			2,287		2,287
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,765	△0	1,764
当 期 末 残 高	5,388	5,407	37,640	△3,274	45,162

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 再 差 評 額	地 価 金	為 替 調 換 算 定	退 職 給 付 累 計	そ の 他 包 括 利 益 計 額	
当 期 首 残 高	2,664	△438		635	△224	2,636	46,035
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△521
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 益 当 期 純 利							2,287
自 己 株 式 の 取 得							△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△798	—		235	79	△484	△484
当 期 変 動 額 合 計	△798	—		235	79	△484	1,279
当 期 末 残 高	1,865	△438		871	△145	2,152	47,314

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
流 動 資 産		28,229	流 動 負 債		6,815
現金及び預金		10,825	電子記録債	務	596
受取手形		1,262	買掛金	務	1,741
電子記録債		2,122	買掛金	務	28
有価証券		6,915	未払費用	金	1,636
仕掛品		901	未払法人税等	用	1,429
原材料		2,982	未払消費税	等	687
前払費用		763	前払消費税	等	130
その他金		2,296	預り証	金	205
倒引当金		47	製品保証引当金	他	45
		115	固定負債		288
		△2	リース債務	務	27
固 定 資 産		21,595	再評価に係る繰延税金負債	金	66
有形固定資産		5,926	預り保証の	他	118
建物		720	その他	金	1,584
構築物		13		他	153
機械及び装置		127	負 債 合 計		8,738
車両運搬具		2	純 資 産 の 部		
工具器具備		284	株主資本		39,660
土地		4,688	資本金		5,388
リース資産		88	資本剰余金		5,383
建設仮勘定		2	資本準備金		5,383
無 形 固 定 資 産		0	利益剰余金		32,162
投資その他の資産		15,669	利益準備金		379
投資有価証券		6,234	その他利益剰余金		31,782
関係会社株		6,465	圧縮記帳準備金		8
長期貸付		399	研究開発積立	金	2,980
破産更生債権		0	配当積立	金	1,490
長期前払費用		19	別途積立	金	14,300
前払年金費用		12	繰越利益剰余金		13,004
敷金及び保証金		361	自 己 株 式		△3,274
繰延税金資産		1,258	評価・換算差額等		1,426
その他の金		917	その他有価証券評価差額金		1,865
倒引当金		△0	土地再評価差額金		△438
資 産 合 計		49,825	純 資 産 合 計		41,086
			負 債 純 資 産 合 計		49,825

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018 年 4 月 1 日から
2019 年 3 月 31 日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		41,509
売上原価		24,958
売上総利益		16,550
販売費及び一般管理費		14,440
営業利益		2,110
営業外収益		
受取利息	9	
有価証券利息	4	
受取配当金	230	
寮・社宅家賃収入	49	
受取ロイヤリティ	156	
その他	39	490
営業外費用		
支払利息	1	
売上替り	231	
為替差損	47	
その他	33	314
経常利益		2,285
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	148	153
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	27	
子会社清算損	7	37
税引前当期純利益		2,401
法人税、住民税及び事業税	913	
法人税等調整額	△263	649
当期純利益		1,751

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018 年 4 月 1 日から
2019 年 3 月 31 日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						利益剰余金計		
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金								
				圧縮記帳準備金	研究開発積立金	配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	5,388	5,383	379	8	2,880	1,440	14,000	12,223	30,932	△3,273	38,431	
当 期 変 動 額												
研究開発積立金の積立					100			△100	—		—	
配当積立金の積立						50		△50	—		—	
別途積立金の積立							300	△300	—		—	
剰余金の配当								△521	△521		△521	
当期純利益								1,751	1,751		1,751	
自己株式の取得									—	△0	△0	
圧縮記帳準備金の取崩				△0				0	—		—	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計	—	—	—	△0	100	50	300	780	1,229	△0	1,228	
当 期 末 残 高	5,388	5,383	379	8	2,980	1,490	14,300	13,004	32,162	△3,274	39,660	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位 百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	2,664	△438	2,225	40,656
当 期 変 動 額				
研究開発積立金の積立				—
配当積立金の積立				—
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△521
当 期 純 利 益				1,751
自己株式の取得				△0
圧縮記帳準備金の取崩				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△798	—	△798	△798
当 期 変 動 額 合 計	△798	—	△798	429
当 期 末 残 高	1,865	△438	1,426	41,086

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

アイホン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三 浦 宏 和	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅 井 明 紀 子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイホン株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイホン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

アイホン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三 浦 宏 和	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅 井 明 紀 子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイホン株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針の取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認しました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

アイホン株式会社 監査役会

常勤監査役	小	島	明	宏	Ⓜ
社外監査役	立	岡		亘	Ⓜ
社外監査役	石	田	喜	樹	Ⓜ
社外監査役	加	藤	正	樹	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけており、長期的な視点に立った安定的な配当を継続することに努めるとともに、経営基盤の強化と収益見通しを勘案して、以下のとおり第61期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、普通配当金16円に記念配当金（創立70周年記念）8円を加え24円といたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金24円 総額391,450,392円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額
研究開発積立金 100,000,000円
配当積立金 50,000,000円
別途積立金 300,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 450,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の体制変更に伴い、取締役会の柔軟な運営を目的とするものであります。（現行定款第23条）

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役会の招集権者および議長） 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>（取締役会の招集権者および議長） 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において経営の意思決定の迅速化を図るため1名減員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	いちかわ しゅうさく 市川 周作 (1953年2月9日)	1975年4月 当社入社 1985年5月 当社取締役商品企画室長 1986年2月 当社取締役豊田工場長 1987年2月 当社取締役営業本部長 1987年5月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長兼海外営業本部長 2018年4月 当社代表取締役社長執行役員兼海外営業本部長、関係会社管理室担当 2019年4月 当社代表取締役会長兼海外営業本部長、関係会社管理室担当 現在に至る (重要な兼職の状況) アイホンコーポレーション取締役 アイホンS.A.S.取締役 アイホンPTY取締役 アイホンPTE.取締役 アイホンUK取締役 アイホンコミュニケーションズ(タイランド)取締役 アイホンコミュニケーションズ(ベトナム)取締役会長	445,122株
(取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく優れた経営執行能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	加藤 康次 (1962年3月1日)	1986年4月 当社入社 2009年4月 当社技術副本部長 2015年4月 アイホンコミュニケーションズ(タイランド)社長 2016年4月 当社技術本部長兼商品開発部長 2016年6月 当社取締役技術本部長兼商品開発部長 2017年4月 当社取締役技術本部長 2018年4月 当社取締役執行役員技術本部長 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員、商品企画室担当、監査室担当 現在に至る	3,714株
(取締役候補者とした理由) 技術開発分野での豊富な経験と実績に基づく優れた経営執行能力を有しており、引き続き取締役候補者とい たしました。			
3	和田 健 (1957年2月22日)	1979年4月 当社入社 2007年4月 当社総務部長兼情報システム部長 2009年4月 当社執行役員総務部長兼情報システム部長 2010年4月 当社総務部長兼情報システム部長 2010年6月 当社取締役総務部長兼情報システム部長 2011年4月 当社取締役管理本部長兼総務部長 2015年4月 当社取締役管理本部長兼総務部長兼経理部長 2016年4月 当社取締役経営企画室副室長 2018年4月 当社取締役執行役員経営企画室副室長 2019年4月 当社取締役執行役員経営企画室長、経理部担 当、総務部担当 現在に至る	10,822株
(取締役候補者とした理由) 経理、総務及び経営企画分野での豊富な経験と実績に基づく優れた経営執行能力を有しており、引き続き取 締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	いりたに まさあき 入谷 正章 (1950年1月4日)	1976年4月 弁護士登録(入谷法律事務所入所) 1978年7月 株式会社中央製作所社外監査役 2004年6月 中部電力株式会社社外監査役 2006年6月 東海ゴム工業株式会社(現 住友理工株式会社) 社外監査役 2008年4月 愛知県弁護士会会長 2008年4月 日本弁護士連合会副会長 2009年4月 中部弁護士連合会理事長 2011年6月 東海ゴム工業株式会社(現 住友理工株式会社) 社外取締役 2013年6月 当社社外取締役 2015年6月 東陽倉庫株式会社社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 入谷法律事務所代表 住友理工株式会社社外取締役 株式会社中央製作所社外監査役 東陽倉庫株式会社社外監査役	1,155株
(社外取締役候補者とした理由) 弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かしていた だけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はあ りませんが、これまでの社外取締役及び社外監査役としての経験を活かし、引き続き当社社外取締役として の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	やまだ じゅんじ 山田潤二 (1950年6月12日)	1973年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2001年6月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 執行役員名古屋支店長 2002年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2005年4月 大成建設株式会社常務執行役員 2010年4月 大成建設株式会社専務執行役員 2013年4月 大成建設株式会社顧問 2013年6月 ゼビオ株式会社社外取締役（現 ゼビオホールデ ィングス株式会社） 2014年6月 日本金属株式会社社外監査役 2017年6月 当社社外取締役 現在に至る	1,127株
(社外取締役候補者とした理由) 長年にわたって企業経営・金融業界に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を活かして いただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験 はありませんが、これまでの社外取締役及び社外監査役としての経験を活かし、引き続き当社社外取締役と しての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2019年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 入谷正章氏及び山田潤二氏は、社外取締役候補者であります。
4. 入谷正章氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 山田潤二氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、入谷正章氏及び山田潤二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、入谷正章氏及び山田潤二氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役石田喜樹氏、加藤正樹氏の2名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	石田喜樹 (1949年6月10日)	1974年11月 弁理士登録 1975年10月 石田特許事務所(現 石田国際特許事務所)入所 2007年6月 当社社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 石田国際特許事務所所長 株式会社イシックス代表取締役社長 テクノサーチ株式会社社外取締役 豊証券株式会社社外監査役	7,857株
(社外監査役候補者とした理由) 弁理士の資格を有しているだけでなく、会社運営を行っており、専門である知的財産以外の分野にも高度な見識と広汎な経験を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、候補者といいたしました。			
※ 2	松井夏樹 (1953年7月9日)	1980年10月 監査法人丸の内会計事務所(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1984年9月 公認会計士登録 2019年1月 松井夏樹公認会計士事務所所長 現在に至る (重要な兼職の状況) 松井夏樹公認会計士事務所所長	0株
(社外監査役候補者とした理由) 長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補者といいたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 石田喜樹氏は、石田国際特許事務所の代表であり、同事務所は当社との間に国内外の知的財産に関する委託業務の取引があります。また、株式会社イシックス代表取締役社長であり、同会社は当社との間に海外の知的財産に関する委託業務の取引があります。なお、同氏はテクノサーチ株式会社の社外取締役及び豊証券株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社はテクノサーチ株式会社及び豊証券株式会社との間には特別の利害関係はありません。

3. 松井夏樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4. 候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2019年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
5. 石田喜樹氏及び松井夏樹氏は社外監査役候補者であります。
6. 石田喜樹氏の監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
7. 当社は、石田喜樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、松井夏樹氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1997年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額90百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度30百万円以内での支給に相当すると考えております。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年70,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度23,333株以内の発行または処分に相当すると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より1年間から3年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員の地位のいずれをも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、定年または死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 業績達成による譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、当社の取締役会が予め設定した売上高や営業利益等の業績目標の達成度合いに応じて、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、定年または死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて上記業績目標の達成度合いを踏まえて合理的に調整するものとする。

また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、上記業績目標の達成度合い等を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

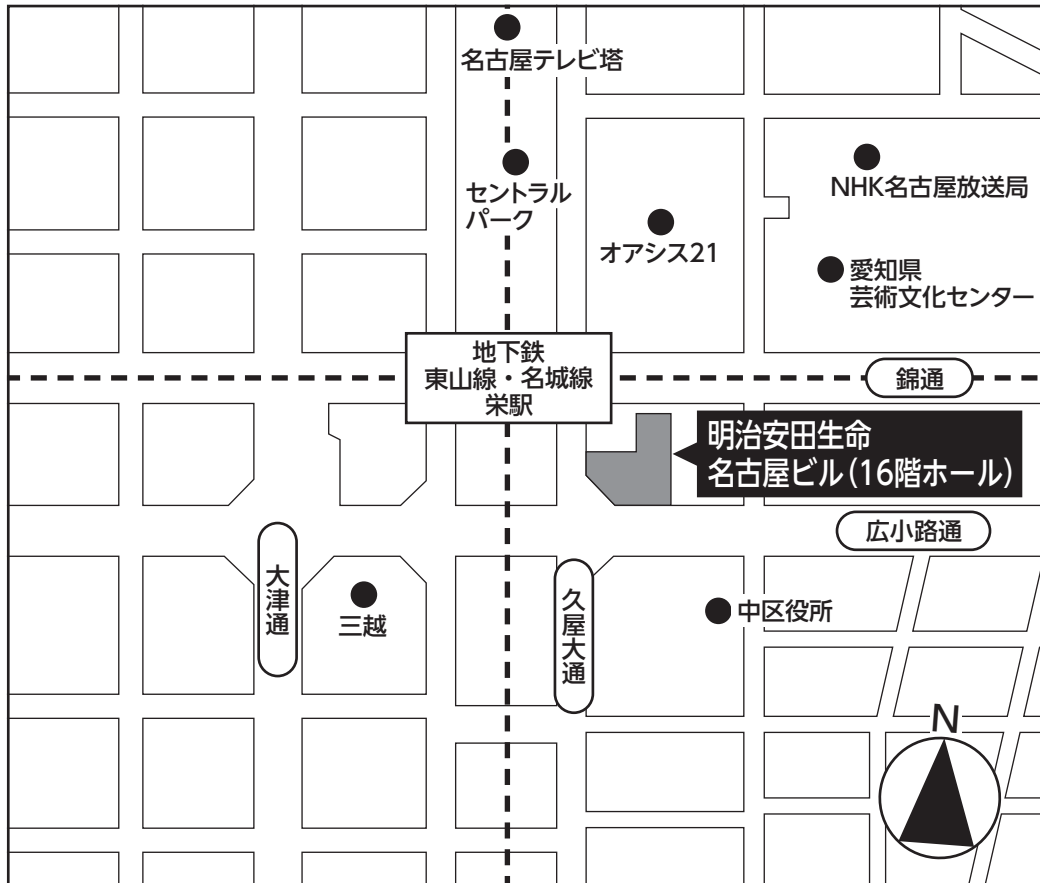
(ご参考)

本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

以 上

第61回定時株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール
電話 (052) 228-8181 (本社代表)
交通：名古屋市営地下鉄 栄駅下車



※当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

